

# 浦臼町犯罪被害者等支援条例を 制定しました

総務課交通防災係 ☎68-2111

## 町全体で犯罪被害者を支えるために

犯罪は決してあってはならないですし、犯罪のない安全で安心な社会はみんなの願いです。しかし、誰しもある日突然犯罪に遭い、巻き込まれ被害者になる恐れがあります。

犯罪等による被害を受けた方やその家族又は遺族は、生命や身体への危害といった直接的な被害に加え、周囲の者による配慮のない言動やインターネット等の誹謗中傷などの「二次被害」や加害者からの「再被害」への恐怖や不安にさらされます。

浦臼町では、犯罪被害者等が安全で安心して暮らすことができるよう「浦臼町犯罪被害者等支援条例」を制定し、令和6年4月1日から施行しました。

浦臼町として、犯罪被害者等が再び平穏な生活を営むことができるよう、犯罪被害者等の支援を行う関係機関等と連携を図り、必要な情報の提供、その他必要な支援を行ってまいります。

また、浦臼町犯罪被害者等支援条例の基本理念にもありますように、犯罪被害者等の支援は「地域全体で行う」とが必要で、町民の皆さまや町内の事業所の皆さまにもご理解いただき、町民全員が安心して生活できる安全なまちづくりにご協力ください。

### 基本理念

浦臼町犯罪被害者等支援条例では、次のように基本理念を定めています。

1. 全ての犯罪被害者等は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有する。
2. 犯罪被害者等の支援は、被害の状況及び原因、二次被害の状況等の犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に十分な配慮をして、講ずるものとする。
3. 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等が被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができることを認められるまでの間、必要な支援を講ずるものとする。
4. 犯罪被害者等の支援は、町、

町民（町内活動を行う団体を含む）、事業者及び関係機関等が相互に連携し、及び協力して推進するものとする。

生時から申請時まで町民であることなどの要件があります。

### 浦臼町での支援

- ・総務課に犯罪被害に係る総合的対応窓口を設置し、各種支援に係る情報提供や関係機関への連絡調整を行います。
- ・犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった方の居住の安定を図るため、町営住宅等の確保等を行います。
- ・犯罪行為により傷害を受けた方や、亡くなられた方のご遺族に見舞金を支給します。（被害届が警察に受理されている事件で、事件発

犯罪被害にあわれた方やそのご家族などは、直接的な被害により傷つけられるだけではなく、経済的な問題や誹謗中傷など、様々な問題を抱えることが多いです。その置かれた状況に理解を深め、地域全体で支えていくことが重要です。

町民の皆さまにもご理解とご配慮をお願いいたします。

また、事業者の皆さまにも、犯罪被害者などが職場で働き続けられるよう、就労内容や勤務体系などのご配慮をお願いいたします。

## タクシー等利用助成事業のご案内

高齢の方や障がいをお持ちの方などが住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、交通手段を確保・支援することを目的として、「タクシー等利用助成券」を交付しています。

**対象となる方へは、ご案内文書と申請書を3月に郵送しております。**

交付を受けるためには、**申請が必要となります**ので、ご自宅へお送りした申請書を記載のうえ、**必要書類を添付して提出**してください。

### 【交付対象者】

- ①令和6年4月1日現在、満70歳以上の町民の方
  - ②身体障がい者手帳、精神障がい者保健福祉手帳、療育手帳のいずれかをお持ちの町民の方
  - ③要介護又は要支援の認定を受けている町民の方
- 上記①～③のいずれかに該当し、町税・使用料等の滞納がない方が交付対象となります。

### 【助成券額面及び有効期限】

1枚300円の助成券が20枚つづりとなった助成券を2冊（12,000円分）を交付します。

### 助成券の有効期限が2種類となっています！

- ・令和6年12月31日までの助成券 20枚つづり1冊
  - ・令和7年3月31日までの助成券 20枚つづり1冊
- の計2冊を交付します

※ただし、令和7年1月～3月に交付決定された方については、令和7年3月31日までの助成券20枚のみの交付となりますのでご注意ください。

詳細につきましては、申請書と共に同封されているチラシをご覧ください。

※上記「交付対象者」に該当する方で、申請書等がご自宅に届いていない方、ご不明な点などのお問合せは下記までご連絡ください。

お問い合わせ・申請書提出先  
総務課交通防災係 電話：68-2111



## とどけよう倶楽部 ゆめや 営業開始のお知らせ

本年度の営業開始のお知らせです。  
今年も新鮮野菜・生花・苗ものの直売を致しますのでご来店お待ちしております。

### 【営業日】

- ①4月27・28・29日  
5月3・4・5・6日 営業時間：9:00～16:00
- ②5月11・12・18・19・25・26日  
6月1日～ 8:30～17:00

※月曜定休日（祭日の場合火曜日休み）

最終営業日：10月20日

ゆめやでは現在16名の女性会員で活動しています。  
今年より男女問わず会員を募集しますので一緒に活動しませんか  
興味のある方は最寄りのゆめや会員にお問い合わせいただくか下記に連絡ください。



会長 笹木 淳子 67-3627  
事務局 大平 由香里 090-7056-1782